

国際保健規則 (IHR) (2005) の改正について

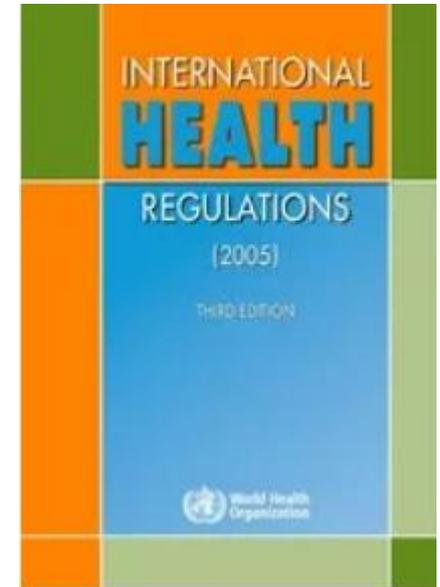
厚生労働省 大臣官房国際課

目次

1. 国際保健規則（IHR）について
2. IHR改正について
3. IHR改正の主な論点
4. これまでの経緯と今後の見通し

国際保健規則 (International Health Regulations)

- WHO憲章第21条に基づいて採択された規則
- 目的: 国際交通及び取引に対する不要な阻害を回避し、
疾病の国際的拡大を防止、防護、管理する。
- 全てのWHO加盟国と未加盟の2か国の計196か国が法的拘束下※¹にある (WHO憲章第22条)



- 現在の規則は2005年に改正、2007年に発効

※¹: 加盟国は規則の一部または全体に対する留保または拒否を表明することができる。

- IHR(2005)では、**コアキャパシティ**※²が定められている

※²: 空港、湾港及び陸上越境地点における日常の衛生管理等及び緊急事態発生時の対応等に関して各国が整備すべき基本的能力

IHR改正について

1 経緯

- コアキャパシティを十分に満たしていると評価されていた先進国であっても、新型コロナウイルス感染症の流行下では、甚大な影響を受けた。
- 各国の新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、2020年から2021年にかけて、パンデミックへの備えと対応に関する独立パネル (IPPPR)、IHR検証委員会、独立監視諮問委員会 (IOAC) が、WHOを含む世界の健康危機への備えと対応能力の構築・強化に関して議論。
- 各委員会の報告を踏まえ、WHO加盟国は2021年の第74回WHO総会で、**WHOの強化に関するWHO加盟国作業部会 (WGPR)** を設立し、議論の末、以下を決定：
 - ① IHR (2005) を改正するための議論を行う。
 - ② パンデミックの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書の作成に向けた交渉を行う。

2 IHR改正に関するWHO加盟国作業部会 (WGIHR) について

- **第75回WHO総会** (2022年5月) で、WHO加盟国は以下を決定：
 - ① WGPRを**IHR改正に関するWHO加盟国作業部会 (WGIHR)** として新たなマンデートとともに継続。
 - ② 同年9月末までに各加盟国から改正案を提出。
 - ③ 改正は、
 1. 全面改正としない。
 2. パンデミック対応で特定された公平性を含む課題やギャップに対処する。
 3. 公平な方法で疾病の国際的な蔓延から世界のすべての人々を守るものとする。
- 現在、第77回WHO総会 (2024年5月) に向けて、306の改正箇所について議論中。

WGIHRは、以下のテーマに関する改正案を議論している。

- 定義、目的及び範囲、諸原則（第1, 2, 3条）
- 管轄機関（第4条）
- 公衆衛生対応と基本的能力（第5, 13条、附属書1、新附属書10）
- 通報、検証、情報の提供（第6～11条、附属書2）
- 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）の認定（第12条）
- 暫定的勧告と恒常的勧告（第15～18条）
- 入域地点、輸送機関に関する規定、旅行者に関する規定
（第19, 23, 24, 27, 28, 31条、附属書3, 4）
- 保健上の書類と保健上の追加措置（第35, 36, 42, 43, 45, 56条、附属書6, 8）
- 協働及び援助（第44条）
- 緊急委員会（第48, 49条）
- 実施と遵守（第53, 54条）

これまでの経緯と今後の見通し(令和6年3月時点) ※あくまで見通しであり全てこのとおり進行するとは限らない。



(※第5回IHR作業部会で2024年5月まで改正案の議論を続け、同月開催の第77回保健総会に改正パッケージを提出することが決定された。)